

訓練番号 21-13-01-03-0880



# ネット対応ビジネススキルアップ科

訓練期間 3ヵ月

## 受 講 生 追 加 募 集

訓練期間・時間	2010年 5月31日(月)～2010年 9月7日(火) 月・水・木 10:00～17:00 火・金 10:00～13:00(土日祝日を除く) ※(昼食・休憩含む) 8月16日(月)～8月20日(金)はお休みとなります。
対 象	パソコン基本操作およびキーボード操作ができる。
仕 上 げ 像	小規模・中小企業のネット社会に通用する営業・Webマーケティング・販売・仕入・在庫・経理・給与などの営業及び事務全般の仕事が理解でき、実践できる人材となることを目標とする。
関 連 職 種	中小・中堅企業での経理・営業・総合職などパソコンを使用するデスクワーク全般
目 指 す 資 格	日商PC検定3級(文書作成・データ活用)、日商EC実践検定3級、2級 ※要受検 研修終了後日商EC実践能力検定1級受検要件

■募集期間	平成22年5月6日(木)～平成22年5月17日(月)	■選考結果通知日	平成22年5月20日(木)
■選考日	平成22年5月19日(水)	■定員	24名
■選考方法	面接	■自己負担額	テキスト代 ¥12,159円
■受講料金	無料		

### 応募方法 ・受講ご希望の方は、

- ①最寄りのハローワークへ受講相談をしてください。
- ②ハローワークから受講申込書を受け取り作成してください。
- ③受講申込書作成後、ハローワークの受付印を受けてください。
- ④③が終了後、お電話042-625-9960(株シーガル) (平日9時～18時)にお電話してください。  
「基金訓練の面接日時の件」と伝え、受講者名、受講者連絡先電話番号を教えてください。  
後日面接日時のご連絡をします。
- ⑤③のハローワークから受付印を受けた受講申請書を郵送してください。

郵送先：〒192-0085 八王子市中町5-1 八王子中町ビル6F 株式会社シーガル 基金訓練面接予約 宛て

### ■お問合せ

#### 株式会社シーガル

東京都八王子市中町5-1 八王子中町ビル6F  
TEL **042-625-9960** (平日9時～18時)

### ■選考(面接)会場・訓練施設

シーガルセミナールーム  
東京都八王子市旭町10-2  
八王子TCビル5階 八王子先端技術開発・交流センター内  
最寄り駅：JR八王子駅 北口 徒歩1分  
TEL **042-625-9960** (平日9時～18時)  
担当：小田



	科目	科目の内容
学 科	社会	入校式、修了式、ガイダンス、終了証書授与、他
	ジョブカード作成	ジョブカードの意味、作成方法、過去のデータ入力等 ジョブカードに関する個人情報整理と作成。また就職のみでなく、創業やテレワーカーなど多岐にわたる働き方を学ぶ
	ビジネスマナー、ネットマナー	リアル世界のビジネスマナーおよびネット上でのビジネスマナー特に電子メールに関してのマナーやコンプライアンスに関する講義
	社会人基礎力	考え抜く力、前に踏み出す力、チームで働く力の3点に関する診断シートを記入させ、足りない部分を意識させ、3ヶ月研修の中で身につけさせていく。
	経理・給与・販売・仕入管理	小規模事業所で必要な、営業、経理、仕入れ、在庫、名刺管理など基本的な業務の知識と各種帳票・伝票類の知識などの習得を目指す。
	情報セキュリティ、ネットコンプライアンス	インターネットを活用してビジネスを行う上での情報セキュリティおよびコンプライアンス(やってはいけないこと、やらなくてははいけないこと)の知識の習得
実 技	ビジネスマナー実践	名刺交換から始まり、電子メールや会議あるいは面接に必要なマナーを体験、実践する。また、言葉づかいや態度など基本的なマナーを体得させる。
	SaaS版経理実務体験	経済産業省J-SaaS基盤で提供されている【ツカエル経理】サービスを利用して、SaaSの意味合いや実際の経理、給与、販売仕入れ、名刺管理などの実務体験を実践する。
	電子メール・文書作成・表計算実技	電子メールのビジネス利用に関する知識とスキルおよび文書作成ソフト、表計算ソフトの使い方などの実技を教える。
	プレゼンテーション実技	プレゼンテーションソフトを活用し、提案書を人前でまとめて発表する。これらの体験を通じて自分の考えをまとめるスキルを身につける。
	グループディスカッション	自分の意見の発表と人の意見を聞くこと、結論を出していくプロセスなどチームで働くための基本的なスキルとポイントを体得させる。
	就職面接研修	中小企業への面接等の実際を体験、学習させ実践で役立つスキルを身につけてもらう。

### 訓練・生活支援給付金のご案内

- ・職業訓練を受講している間、単身の方には毎月10万円、扶養家族のいらっしゃる方には毎月12万円の生活支援給付が支給されます。
- ・遅刻・欠席・早退等で訓練への出席率が8割に満たない場合、それ以後の給付金は支給されません。
- ・選考の結果、合格された方は、現在の住所または居住を管轄するハローワークにて受講勧奨、訓練・生活支援給付を希望される方は受給資格認定申請書の提出をお願いします。
- ・応募者が最低実施人数に満たない場合、訓練の実施を中止する場合があります。

### 訓練・生活支援給付金の資格要件

- ①ハローワーク所長のあっせんを受けて、基金訓練または公共職業訓練を受講する方
- ②雇用保険の求職給付、職業転換給付金の職業促進手当及び訓練手当を受給できない方
- ③世帯の主たる生計者である方(申請時点の前年の状況によります)
- ④申請時点で年収見込みが200万円以下、かつ世帯全体の年収見込みが300万円以下の方
- ⑤世帯全体で保有する金融資産が800万円以下である方
- ⑥現在住んでいる以外に土地・建物を所有していない方
- ⑦過去3年間に不正行為により、国の給付金の支給を受けていない方
- ⑧就職安定資金融資(常用就職活動費)等及び地方公共団体等の類似の給付・貸し付けを利用していない方

※一定の要件を満たされた方に支給されます。

※収入要件では、前月に高い収入があっても、その後離職などによって年収見込200万円以下になるようであれば認められます。

※世帯の年収は、本人以外が受給している年金の額を除いて300万以下であれば認められます。

※主たる生計者・年収の要件が一部緩和されておりますので、詳細は、お近くのハローワークまでお問い合わせください。